

橋本市上下水道事業管理告示第5号

橋本市排水設備工事に係る利子補給金交付要綱の一部を
改正する告示を別紙のように定める。

令和7年2月28日

橋本市上下水道事業

橋本市長 平木 哲朗

橋本市排水設備工事に係る利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市排水設備工事に係る利子補給金交付要綱(平成31年橋本市上下水道事業管理告示第6号)の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1(第5条関係)		別表第1(第5条関係)	
金融機関名	支店等	金融機関名	支店等
紀陽銀行	橋本市内の支店・支所	紀陽銀行	橋本市内の支店・支所
和歌山県農業協同組合		紀北川上農業協同組合	
南都銀行		南都銀行	
きのくに信用金庫		きのくに信用金庫	
近畿労働金庫		近畿労働金庫	
関西みらい銀行		関西みらい銀行	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。